

若者世帯定住促進補助金申請書の添付資料・チェックシート（中古住宅を購入した場合）

必要添付書類

No.	必要な書類	どんな書類で何に使う？	原本・複写	手に入る場所	備考
1	戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本） （取得した住宅に住んでいる世帯員全員）	出生や婚姻などの身分事項が記録された公文書です。申請された方と世帯の方が法律上の夫婦又は子であるかどうかを確認します。	原本	本籍がある市役所	外国籍の方で戸籍が無い場合に限り、住民票で代用できます。
2	戸籍の附票（取得した住宅に住んでいる世帯員全員）	対象の戸籍が作られてから現在に至るまでの住所異動が記録された公文書です。前住所が1年以上市外か市内賃貸住宅かを確認します。	原本	本籍がある市役所	外国籍の方で戸籍が無い場合に限り、住民票で代用できます。
3	取得した住宅の登記全部事項証明書	建物の所在地や構造、所有者氏名などが記載された、不動産の所有を証明する書類です。取得した住宅の所有権が申請者等になっているか確認します。	コピー	ハウスメーカーなどからもらった書類又は静岡地方法務局掛川支局	掛川市亀の甲2-16-2 電話：0537-22-5538
4	取得した住宅の売買契約書	住宅を購入する際に取り交わした契約書です。購入の取引が適切に行われているか、住宅本体の取得価格を確認します。	コピー	ハウスメーカーなどからもらった書類	
5	取得した住宅の位置図	建物の所在地を表した住宅地図などのことです。取得した住宅の実態を確認します。	コピー	ハウスメーカーなどからもらった書類	
6	取得した住宅の配置図	建物と敷地の位置関係、道路・隣地と敷地との関係、敷地の高低差、方位などを表現した図面のことです。取得した住宅の実態を確認します。	コピー	ハウスメーカーなどからもらった書類	
7	取得した住宅の各階平面図	取得した住宅の間取り図を表した図面のことです。取得した住宅に玄関、居室、台所、トイレ及び浴室が全て備え付けられているかを確認します。	コピー	ハウスメーカーなどからもらった書類	
8	建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し	建てられた建物が、建築基準法の規定に適合していることを証明する文書のことです。取得した住宅が建築基準法に適合した建物であるかを確認します。	コピー	ハウスメーカーなどからもらった書類	都市計画区域外の場合は、建築基準法第6条第1項に規定する確認申請が必要な場合のみ
9	耐震基準適合証明書	昭和56年（1981年）5月31日以前に建築確認を受けた建物が、新耐震基準に適合していることを証明する文書です。	コピー	ハウスメーカーなどからもらった書類	8の確認済証の交付日が昭和56年（1981年）5月31日以前の場合のみ添付してください。
10	口座振込依頼書	書類審査が通った後、補助金の振込先を市へ報告する書類です。	原本	申請書についています	預金通帳の写しなどは不要。
11	就園又は就学していることがわかる書類	保育所等入所決定通知や生徒手帳など、就園や就学を証明する書類です。	コピー	市役所や学校から発行されるもの	市外から転入した方で、就学や就園で一時的に市内の実家等に住所異動をされた方のみ

【三世帯隣接住宅の場合のみ下記の書類をご準備ください】

No.	必要な書類	どんな書類で何に使う？	原本・複写	手に入る場所	備考
1	申請者の親又は祖父母の戸籍の附票	対象の戸籍が作られてから現在に至るまでの住所異動が記録された公文書です。申請者の親又は祖父母の居住地を確認します。	原本	本籍がある市役所	外国籍の方で戸籍が無い場合は、住民票
2	申請者の親又は祖父母の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）	出生や婚姻などの身分事項が記録された公文書です。申請者との親子関係等を確認します。	原本	本籍がある市役所	外国籍の方で戸籍が無い場合は、住民票
3	申請者の親又は祖父母の住宅の登記事項証明書	建物の所在地や構造、所有者氏名などが記載された、不動産の所有を証明する書類です。隣接する住宅が申請者の親又は祖父母が所有するものであるかを確認します。	原本	静岡地方法務局掛川支局	

No.	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>	備考
1	申請される方は新居に住民票を移した日時時点で満40歳未満ですか？		
2	申請される方の前住所は市外又は市内賃貸住宅で、かつ、1年以上継続して居住していますか？		
※市外からの転入で、契約日以降に住民票を移し、かつ、前1年間市内に住民登録が無い場合は申請できます。			
3	申請される方は40歳未満の夫若しくは妻又は親と子がいる世帯の親ですか？		
4	取得した住宅に玄関、居室、台所、トイレ及び浴室が完備されていますか？		
5	申請は新居に住民票を移した日から起算して6か月以内になっていますか？		
6	取得した住宅に住民票の異動は完了していますか？		
7	取得した住宅の所有権にかかる登記は完了していますか？		
8	取得した住宅に居住する世帯員全員に市税の滞納はありませんか？		
9	取得した住宅が建築基準関係規定に適合していますか？		
10	取得した住宅が新耐震設計基準に適合していますか？		建築確認が昭和56年5月31日以前の中古住宅購入の場合のみ
11	取得した住宅に同居する子が就園又は就学していますか？		No.2※に該当する方のみ
12	同居した住宅に、補助対象者とその親及び小学生以下の子が同居していますか？		三世帯隣接住宅の場合のみ
13	取得した住宅の敷地と補助対象者の親が所有及び居住する住宅が隣接していますか？		三世帯隣接住宅の場合のみ

- 申請書および添付書類が全て揃い、提出されて初めて本審査となります。審査中、条件に該当しないことが明らかになった場合は補助対象外となります。
- 補助対象外となった場合、戸籍等の取得に要した費用の返還は致しかねますのであらかじめご了承ください。
- 審査中、提出された書類で事実確認が出来なかった場合は確認のお電話や書類の再提出を依頼する場合があります。